

大木町パブリック・コメント実施要綱の解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、町の基本的な政策等の形成過程において、町民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、情報提供の充実及び説明責任を果たすことにより公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政を推進することを目的とする。

【運用・解説】

- 1 パブリック・コメント制度の目的は、町民等の多様な意見を町政に反映させることですが、この制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程が公開され、町民の意見に対する町の考え方が明らかになります。よって、施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られます。
- 2 この制度は、あくまでも計画等の案の内容をより良いものにするために、町民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。この制度においては、多数意見も少数意見も一つの意見として扱うこととなります。

(パブリック・コメント手続)

第2条 町の重要な政策の形成過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を実施機関が公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

【運用・解説】

- 1 町が新たに設ける制度であるとの位置付けを明確にする意図があります。
- 2 今までも課(局・室)の判断で、パブリック・コメント制度に類似した手法を用いた例がありますが、この要綱の制定により、全庁共通のルールとして制度化されることとなります。

(定義)

第3条 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事業所に勤務する者
- (3) 納税義務を有する者
- (4) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認める者

【運用・解説】

- 1 この制度を町政全般に適用させるため、議決機関である議会や公平委員会を除く町の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付けています。なお、水道事業管理者は、町長としての実施機関に含まれています。
- 2 本町に在住・在勤・納税義務者、利害関係者を「町民等」と定義し、パブリック・コメント手続の「意見等を提出できるもの」に位置付けています。

(対象)

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃
 - (2) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
 - (3) 町の基本的政策を定める計画及び部門別、分野別の計画の策定又は改定
 - (4) 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定
 - (5) その他実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この要綱に定めるパブリック・コメント手続を行わないことができる。
- (1) 法令等に基づくものであって、町に裁量の余地がないもの
 - (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、町民等の意見を反映する機会が確保されているもの
 - (3) パブリック・コメント手続と同等の効果を有する方法による手続を経ているもの
 - (4) 政策等の意思決定が緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (5) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例

【運用・解説】

- 1 行政の効率性を考えるとすべての施策などについて、この制度を実施することは困難であることから、町民の生活に重大な影響を与えるような施策などに限定してこの制度を実施します。
- 2 具体的な案件がこの制度に定める手続を取るべき対象であるかどうかについては、個別の計画の性格、内容等に応じて実施機関(法令やその計画内容を熟知する各課等)がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負うことになります。
- 3 「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項(普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例が該当します。
- 4 「大規模なまちづくりに関する構想等」とは、町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針などの名称は問いません。

【運用・解説】

- 5 「緊急を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る暇がない場合等が該当します。
- 6 「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや制定・改廃の方法・内容について法令等に定められていて裁量の余地がない場合等が該当します。
- 7 法定縦覧手続など、案の公表、町民等の意見提出が法令で定められている場合、その法令の手続きにより、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方が示されます。

【法令で公聴会の開催、縦覧・意見書の提出が予定されている例】

- ・土地改良法、都市計画法に基づき縦覧及び意見書の提出

(公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するとともに、併せて次に掲げる資料を公表する。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び立案の経緯
 - (2) 政策等の概要
 - (3) 関連する資料
- 2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。
- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧
 - (3) 町が発行する広報紙等への掲載
 - (4) その他実施機関が適当と認める方法

【運用・解説】

1 計画等の案を公表するに当たっては、町民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、町民等にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供します。

2 「関連する資料」とは、次に掲げるものが該当します。

【根拠法令】

【計画等の策定又は改定にあたっては上位の計画等の概要】

【施策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲】

- 3 条例案についてパブリック・コメント手続を実施する場合は、「条文形式」ではなく、町民にわかりやすいように「条例案要綱」又は「骨子等」によるものとします。
- 4 パブリック・コメント制度の実施に当たっては、広く町民等に周知することが重要ですので、計画等の案及び資料等を、実施機関の指定する場所として当該計画等の案の所管課や町の公共施設等に備え付けるとともに、町のホームページに掲載することとします。また、これ以外にも、広報「おおき」に案の概要等や予告の掲載、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が政策等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、提出期間を原則1ヶ月を目安として定めるものとする。

2 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人、その他団体にあつては所在地、名称、及び代表者氏名）、連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、計画等の案についての意見等を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、当該計画等の案等を公表するときに明示するものとする。

【運用・解説】

1 意見の提出方法は、窓口への持参、郵便、電子メール、ファクシミリ等とし、案の公表の際に明示します。

2 町民等が意見を提出する際には、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として、意見を提出した者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等）を明らかにして行うこととし、案の公表に際しては、その条件を明示します。

(意思決定)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見の中に、公表することにより個人及び法人、その他団体の権利又は利益を害するおそれがあるもの、その他正当な理由があるときについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前項の規定による公表方法については、第5条第2項の規定を準用する。

【運用・解説】

- 1 実施機関は、提出された意見を考慮して、意思決定を行います。提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で判断することがこのパブリック・コメント制度の趣旨です。
- 2 パブリック・コメント制度は、計画等の案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見があったことは公表することとします。
- 3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど適宜整理・工夫をして公表することができます。
- 4 実施機関の考え方を公表する際の方法は、案を公表する場合に準じることとしますが、実施機関の考え方を示すにあたっては、町民等にとってのわかりやすさを重視することとします。
- 5 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報等、公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができます。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。